

指摘事項・意見等一覧表

- 【指摘事項】
- 対象なし

・法令、基準等に違反していると認められるもの

・その他適正を欠く事項では正する必要があると認められるもの
- 【意見等】
- ・事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの

・その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

・制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
6	18	定期監査	意見	情報・意見交換会について	企画経営部	政策推進担当	本市では、市政上の政策課題等に関する全庁横断的な情報共有、意見交換を通じて、より多くの職員の市政への参画と課題認識の共有を図り、もって政策形成、課題解決につなげることを目的として、宝塚市都市経営会議設置規程第3条に規定する者（以下「部長級以上職員」という。）のほか、次長級職員を構成員とする情報・意見交換会（以下「交換会」という。）を設置しています。 開催実績について確認したところ、令和5年度は障害者（児）医療費助成事業について2回、市立温泉利用施設の在り方、宝塚市広報基本戦略について各1回、合計4回開催していますが、令和6年度の開催実績はありませんでした。 会議概要を職員間で共有していない理由について所管課に確認したところ、「交換会は意思決定を行う場ではなく、政策形成や課題について率直な意見交換を行うことを目的としているため、会議概要の共有は行っていない。」旨の説明を受けましたが、職員の市政への参画と課題認識の共有化を図る観点から、協議事項については職員間で共有する必要があるのではないかと考えます。 また、令和5年度に部長級以上職員で交換会を開催したことについては、「構成員の人数が約70人であるため、十分な意見交換が難しい状況にある。コロナ禍を機に、案件次第で次長級職員のみで開催した後に部長級以上職員で開催するなど柔軟な運営を行っている。障害者（児）医療費助成事業及び市立温泉利用施設の在り方の2つの議題については、幅広い意見交換が望まれる一方で、時間的な制約及び経営陣に絞った議論が必要な案件であることから、部長級以上職員で交換会を開催した。宝塚市情報・意見交換会実施要綱（以下「実施要綱」という。）には部長級以上職員のみでの開催や次長級職員のみでの開催を想定した規定がないため、今後、必要に応じて見直しを行っていく。」旨の説明を受けました。 構成員の人数が約70人の状況では十分な意見交換を行うことが難しいと考えることから、議題によっては構成員を選定するなど交換会の開催方法も含めた在り方を検討し、交換会の目的を達成することができるよう実施要綱を見直してください。	情報・意見交換会について、協議事項について職員間で共有する必要があるのではないかと、という指摘については、都市経営会議での最終の意思決定に先立ち、事前に部長級、あるいは次長級での情報共有、意見交換を行うことで、より多くの職員の市政への参画と課題認識の共有を図っています。情報・意見交換会の開催にあたっては、出欠に関わらず、協議事項（議題）について共有しています。 また、次長級のみ、部長級のみで開催など、議題によって柔軟に出席者を調整できるよう、実施要綱及び実施要領を改正しました。
6	19	定期監査	意見	政策アドバイザーについて	企画経営部	政策推進担当	本市では、政策・施策を実施するに当たり、市政における重要課題などの政策的事項又は専門的事項について、専門知識や技術、経験などを有する者から指導、助言を受け、市政の発展を図ることを目的として、政策アドバイザーを委嘱しています。 一部の実施報告書において、助言及び意見交換の内容が報告されていない理由について所管課に確認したところ、「ワーキンググループにおける課題の抽出や事業の立案に向けた論点整理、ファシリテート等をしていただいている場合は、その進行自体が助言となる。また、組織や事業の立案、改廃等に関することなど、意思決定前に意思形成過程が明らかになることが好ましくない場合等には、記載内容を簡略化している。」旨の説明を受けました。 宝塚市政策アドバイザーの設置等に関する要綱（以下「要綱」という。）第6条では「市は、対面により政策アドバイザーから助言等を受けた場合、又は、政策アドバイザーが助言等を行うために必要な、職員からの意見、状況等の聴取を行った場合は、別表に定める報酬を支給する。」と規定していることから、助言等の内容を確認した上で報酬を支払う必要があります。また、政策アドバイザーの再任に当たっても、活動実績を検証した上で再任する必要があると考えます。さらに、意思形成過程の案件については、表現を工夫するなどした上で、実施報告書に助言及び意見交換の内容を記載する必要があるのではないかと考えます。 また、実施報告書の時間数に基づく要綱で定める報酬の支払額と実際の支払額に差が生じている理由について確認したところ、報酬支払額に誤りがあり追加で支払う事例や実施報告書の時間数に誤りがある事例がありました。実施報告書は報酬支払額の支出根拠となるものであり、実施報告書以外に時間数を証明する書類は存在しないことから、実施報告書の作成及び報酬の支払いに当たってはチェック体制を強化するなど誤りのないよう努めてください。 費用弁償として居住地から市役所までの旅費を支給している根拠については、「要綱第6条第2項により、市は、対面で政策アドバイザーから助言等を受けた場合、又は、政策アドバイザーが職員からの意見、状況等の聴取を行った場合、宝塚市職員等の旅費に関する条例第3条第4項の規定に基づき、必要な旅費を支給している。当該条文は職員が市役所以外の場所に出張する際の規定であるが、政策アドバイザーの中には、その専門的知見を見込み、遠方にお住まいの方に政策アドバイザーを委嘱することもあるため、対面でアドバイスをいただく際には、居住地から市役所までの旅費を支給する必要があると考えている。」旨の説明を受けました。 専門的知見を有する政策アドバイザーから助言等を受けるに際し、居住地から市役所までの交通費を支給することは一定理解しますが、現在、支出の根拠としている宝塚市職員等の旅費に関する条例第3条第4項の規定は、市の依頼等により市役所を起点として、公務の遂行を補助するため出張する場合の規定であることから、総務部と協議し支出根拠を整理してください。	政策アドバイザーの再任にあたっては、活動実績等を勘案したうえで判断します。 意思形成過程の相談案件についても、表現を工夫しながら、実施報告書に助言、意見交換の内容を記載するように改めます。 また、実施報告書と報酬の支払に齟齬が生じないように、実施報告書の速やかな作成を徹底するとともに、支払内容との整合について、チェック体制を強化しました。 費用弁償として居住地から市役所まで旅費を支払っている根拠については、現在、宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正について、総務部と調整を行っています。なお、条例の改正までの間について、の、支払い根拠を整理するため、政策アドバイザーの居住地から市役所まで旅費を費用弁償として支払う旨の決裁を行いました。

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
6	20	定期監査	意見	秘書課が事務局を担う団体事務について	企画経営部	秘書課	宝塚市に対して功労のある者（以下「自治功労者」という。）は、宝塚市自治功労者条例により礼遇及び表彰するものとされています。自治功労者会（以下「会」という。）は、当該条例による自治功労者をもって組織されており、秘書課が会の事務を行っています。 会の事務局を担っている根拠について秘書課に確認したところ、「会規約第1条に「事務局を宝塚市役所秘書課におく。」と規定している。宝塚市事務分掌規則には規定がないが、秘書課内の事務分担表においては「団体事務（秘書課事務局）-自治功労者会」としている。」旨の説明を受けました。しかしながら、会規約を除いては、秘書課内の事務分担表として記載があるにすぎず、職務として会の事務局を担う必要があるのか疑問が残ります。 また、秘書課が実施している会の事務内容について確認したところ、役員会、総会、役員・行政懇談会の各種調整、資料作成等のほか、収支予算書及び収支決算書の作成、会費管理等の全般的な事務を実施しており、会費の徴収については、未納者への催告まで行っている状況でした。加えて、いわゆる準会金となることから会費の現金出納状況について調査した結果、不明金3千円が見つかるなど適切な管理ができていない状況が見受けられました。これらのことに鑑みると、相当の事務量が発生しているのではないかと推察されます。 会については、市発展のため市政に協力することを目的とする団体であり、その必要性は一定理解するところです。しかしながら、令和6年3月作成の財政見直しにおけるシミュレーションでは大変厳しい収支が見込まれ事務事業見直しが行われる状況にある上、将来的に現状より少ない職員数で市民サービスを実施していくことが予想される中で、市として引き続き会の事務局を担っていくのかどうか検討に努めてください。	当会の事務局を秘書課が担うことについて、当会が市発展のため市政に協力することを目的とする団体であることは理解していますが、近隣市町において同様の会はなく、類似団体の事務局を担っている自治体はありません。 将来的に現状より少ない職員数で市民サービスを実施していく必要がある中、働き方改革の観点から望ましくない状況であり、今後、継続して事務局を担うことができるかどうか、当会との協議を丁寧に行い、検討を進めます。
6	21	定期監査	意見	コミュニティFM放送番組制作及び放送業務委託について	企画経営部	広報課	本市では、災害緊急放送をはじめ、生活、文化、観光情報など地域社会の発展、福祉の増進、芸術・文化都市宝塚の推進に貢献する放送番組（以下「番組」という。）制作について、株式会社エフエム宝塚（以下「エフエム宝塚」という。）と特名随意契約を締結しています。 委託料の令和5年度決算額は55,817,685円であり、エフエム宝塚設立時から毎年度、ほぼ一定額の委託料を支出していることから、委託料の積算根拠について所管課に確認したところ、「過去の放送時間実績から積算した時間数に平均的な時間単価を乗じて算出している。」旨の説明を受けましたが、本来、委託料は適切な積算根拠に基づき決定されるべきものであることから、真に広報が必要な放送内容及び時間数を把握し、委託料を決定する必要がありますと考えます。 番組については、令和5年度宝塚市市民アンケート調査報告書において、聴取率が6.9%と前回調査時と比較し大幅に低下していることから、市民が必要とする番組の内容を再検討するなど、番組の魅力を高める取組が必要であると考えます。エフエム宝塚において、イベント開催による収益確保など、宝塚市からの受託事業への依存率を下げる取組は行われていますが、依然、依存率が高い状態が続いており、エフエム宝塚に対する令和4年度財政援助団体等監査において意見した中長期経営計画についても、未だ策定されていません。 また、令和4年度事業検証において「転換」の方向性が示されていますが、その取組内容については、「令和4年度事業検証において、市広報番組で扱う内容について、SNSなどを活用したより効果的な手段を検討すること、市民と市をつなぐ、より効果的なメディアへの転換を図ることが示されたことを受け、令和6年度からはゲストコーナーに職員に加え市民等が出演できるようにするとともに、放送回数や放送時間が多いと回答があった番組等について、令和7年度から削減する方向でエフエム宝塚と協議している。一方で、委託料を減額することはエフエム宝塚の存続にも多大な影響を及ぼすことから、エフエム宝塚と丁寧な協議を行っており、令和7年度から200万円の委託料を削減する方向で調整している。」旨の説明を受けました。 当該委託契約はエフエム宝塚が制作する番組の放送を通して、市の施策の推進に貢献するためのものであり、市民が必要とする広報媒体として、その目的に沿った内容である必要があります。また、災害時の情報発信については、阪神・淡路大震災の際とは異なり、ICTの発展によりSNSなどで発信することもできることから、その役割をFM放送が担う必要性は薄れていると考えます。費用対効果の観点を踏まえたFM放送による情報発信の在り方について、引き続き検討してください。	費用対効果の観点から放送内容や時間数の適正化を図るとともに、委託料の削減がエフエム宝塚の存続に影響を及ぼすことを鑑み、同局との協議を丁寧に行います。
6	22	定期監査	意見	宝塚市大使について	企画経営部	広報課	本市では、市の魅力を国内外に広く情報発信し、本市のイメージアップ及び知名度の向上を図るとともに、市民に夢や希望を与え、郷土愛の醸成を図ることを目的として、令和6年度に委嘱した3人を含む22人に宝塚市大使（以下「大使」という。）を委嘱しています。 宝塚市大使設置要綱第4条において、大使の任期は5年で再任されることができるとされており、令和6年5月31日をもって任期を満了した19人全員を再任しています。一方で、19人のうち2人が再任の時点で死亡していることから、故人を再任した理由について所管課に確認したところ、「故人2人については、代理人が故人の遺志を継ぎ、故人の知名度・功績を生かして大使としての活動を行っていただくことで、まちへの愛着は醸成されることが再任した。メディア露出の際等において故人のお名前を出すなど、あくまで大使の代理人であるということが第三者にも分かるように活動いただいており、故人が代理人を通して大使の職務を行っていると考えている。」旨の説明を受けましたが、宝塚市大使設置要綱第3条では「大使は、その秀逸な能力等を發揮し、次に掲げる職務を行う。」と規定していることなどを勘案すると、大使の職務は大使本人にのみ帰属していると考えられ、故人を大使に再任することが可能であるのか疑問が残ります。 また、再任した大使の活動状況について、19人のうち8人は令和2年度以降の活動実績がありませんでした。活動方法については、「市主催・共催のイベント等に大使の出席を依頼する場合はイベント等の所管課と調整し決定しているが、それ以外の活動については各大使の判断に任せている。」旨の説明を受けましたが、大使本人及び各大使の所管課において、大使としての活動に対する意欲に大きな差異が生じているように見受けられます。 本市は阪神間各市と比較し多くの大使を委嘱していますが、大使としての活動実績が重要であると考えます。任期中の活動方法や活動状況等の確認方法について改めて整理するとともに、今後の委嘱、再任に当たっては、相手方の意向を十分に確認し、任期中の活動実績を再任の判断材料とするなど、本市の魅力を発信するという本制度の趣旨に沿った運用とするよう努めてください。	大使の活動実績について、毎年度、庁内に照会するとともに、各大使から報告していただくこととします。また、その実績に応じて、大使を再任するか判断します。

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
6	23	定期監査	意見	統一的基準に基づく財務書類等作成業務委託について	企画経営部	財政課	統一的基準に基づく地方公会計は、減価償却費、退職手当引当金といったコスト情報、資産・負債といったストック情報の把握により、現金主義・単式簿記による予算・決算制度を補完し、住民、議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示により説明責任を適切に果たすこと、また、財務書類の情報を活用し、財政の効率化・適正化を図ることを目的としています。本市では、平成28年度決算から統一的基準に基づく財務書類等を作成していますが、当該業務について平成28年度に指名競争入札による業務委託契約を締結した後、現在に至るまで毎年度、同一業者と特名随意契約による業務委託を継続しています。 令和2年度定期監査において、委託業務から顧問業務を切り離し財務書類等の作成を職員で行う、又は、他の業者の視点を取り入れるなど特名随意契約によらない作成の在り方について検討するよう意見していることから、業者選定方法等の検討状況について所管課に確認したところ、「財務会計システムの更新に伴い、財務書類等の作成業務フローの整理を行った上で業者選定方法についても検討したが、財務書類等の作成に当たっては数値上の判断に加え過去からの経緯を踏まえた判断が必要であること、また、本委託では議会、監査、市民等からの質疑に対し専門家の立場として意見をもらう業務も含んでおり、それについても過去からの経緯を踏まえた上で継続性を担保することが必要であると考えことから、現時点では業者選定について変更は考えていない。」旨の説明を受けました。 当該業務において継続性が重要であることは一定理解しますが、同一業者との契約が既に8年経過していること、契約金額が適正であるか検証する必要があることなどを踏まえ、業者選定を行う必要があると考えます。また、阪神間各市の業務委託の状況については、半数以上の市が業務委託を行っておらず、業務委託を行っている市についても助言、数値確認等の作成支援業務委託となっており、業務を包括的に委託しているのは本市のみでした。専門的な知識を有する職員のいない現体制での作成が難しいことは一定理解しますが、統一的基準に基づく地方公会計の導入から一定の年数が経過していることや本市の財政状況を鑑みると、業務の内製化を進めるなど、委託内容についても今一度見直す必要があるのではないかと考えます。業者選定方法及び委託内容の見直しについて、他市等の事例も参考に再検討してください。	契約金額の適正化、公正な選定を実現するため、令和7年度より入札による業者選定を行うこととします。 業務の内製化など委託内容の見直しについても今後検討していきます。